



区民宿泊助成 協定宿泊施設の料金

対象施設を区民料金でお得に利用することができます。ご家族、ご友人と日頃の疲れを癒やし、ゆったりと温泉をお楽しみください。予約時に区民であること、区民料金で利用したいことを伝えてください。



予約方法 各施設に直接電話で予約(一部施設では各施設の公式HPから予約が可能)

問合せ コミュニティ総務課管理係 ☎03-5211-4181

地区	施設名	交通 (最寄り駅など)	予約申込 問合せ	区民料金 (区民宿泊 助成適用後)
箱根地区	湯本富士屋 ホテル	箱根登山鉄道 箱根湯本駅から 徒歩3分	☎0460- 85-6111	2万2,000円～
	ホテル マロウド 箱根	箱根登山鉄道 強羅駅から 専用送迎車5分	☎0460- 82-3131	1万9,000円～
湯河原地区	ホテル城山	JR湯河原駅から 徒歩2分	☎0570- 038-489	1万3,920円～
	ゆがわら 水の香里	JR湯河原駅から バス停 「温泉場中央」 下車すぐ		1万810円～
	湯の里杉菜	JR湯河原駅から 送迎バスあり		☎0570- 02-6577
	ゆがわら 万葉荘			
湯河原 源泉のお宿 千代田荘	JR湯河原駅から バス停「源泉郷」 下車徒歩1分	1万1,300円～		

※区民である事が分かる本人確認書類を持参のうえフロントで提示(区民確認ができない場合は一般料金)
 ※料金は2名1室大人1名当たり1泊2食(夕・朝食)/消費税・サービス料込の区民負担額。12歳以上は別途入湯税(150円)が必要
 ※小学生と幼児(未就学児)の料金、1名1室利用の料金は施設へ問い合わせ
 ※区民以外の同伴者は区民料金に別途3,000円
 ※濡恋の宿あいさいは3月31日で営業を終了

4月は

「若年層の性暴力被害予防月間」です

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。4月は入学・就職などに伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、許されるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。1人で抱え込まずに相談してください。

内閣府男女共同参画局HPでは、予防や相談先の周知、被害者に対する周りの人からのサポートの必要性などの啓発を行っています。



**(内閣府)性暴力に関するSNS相談
「Cure Time(キュアタイム)」**

悩みや不安を気軽にチャットで相談できます
(17時～21時)



**#8891 (内閣府)性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター**

最寄りのワンストップ支援センターにつながります

#8103 (警察)性犯罪被害相談電話

発信地域を管轄する各都道府県の警察の相談窓口につながります

☎国際平和・男女平等人権課男女平等人権係 ☎03-5211-4166

春の千代田区 交通安全運動

世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して、一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルール遵守と正しい交通マナー実践を習慣づけましょう。

運動の重点
・通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
・「ながらスマホ」根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上
・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
・二輪車の交通事故防止

とき 4月6日(月)～15日(水)
問合せ 環境まちづくり総務課
交通対策・監察係
☎03-5211-4345

自主企画運営 事業費を補助します

「男女共同参画社会の実現を目指して区内で活動する団体が自ら企画し、自主的・自発的に行う事業に対し、事業費の一部を区が補助します。」

対象事業 区内で活動中の5名以上の団体が7月1日(水)～令和9年3月31日(水)に行う事業
助成額 事業経費の最大2分の1を負担(上限税込25万円)
申込方法 事前に電話予約のうえ、5月8日(金)までに必要書類(問合せ先や男女共同参画センターM1Wなどで配布。HPからダウンロードも可)を直接問合せ先へ
※応募書類は審査
結果に関わらず返却不可
問合せ 国際平和・男女平等人権課男女平等人権係
☎03-5211-4166

環境対策へ助成します

環境対策を行う区内事業者などへ、対策費用の一部を助成します。

①省エネルギー改修等助成 ※工事前に要申請

住宅、マンション共用部、事業所ビルなどで建物の環境負荷を軽減させる機器の改修(LED照明、窓断熱対策など)などに対し、費用の一部を助成。

対象 区内の既存建物の所有者、管理組合など
助成上限金額 100万円～450万円

②ヒートアイランド対策助成 ※工事前に要申請

緑化(菜園も対象)や蓄熱対策(高反射率塗料や日射調整フィルムなど)などに対し、費用の一部を助成。

対象 区内の建物の所有者、管理組合など
助成上限金額 10万円～200万円

③低炭素建築物助成 ※工事前に要申請

新築建物の低炭素化を推進するため、建築主に対し、費用の一部を助成。

対象
・申請用途のうち、新築建物の延床面積が300㎡以上5,000㎡以下
・提出された建築物環境計画書および竣工後のBELS認証によるCO₂排出削減率が非住宅の場合35%以上、住宅の場合20%以上である計画
助成金額 中小企業者など=CO₂削減量1t当たり50万円(上限2,000万円)、その他=CO₂削減量1t当たり25万円(上限1,000万円)

④グリーンエネルギー自動車充電設備等助成 ※導入後の申請

グリーンエネルギー自動車の充電設備などを導入する方へ、費用の一部を助成。

対象 区内の建物の所有者、管理組合など
助成金額 最大30万円～50万円

⑤再生可能エネルギー100%電力切替え促進事業費助成

契約電力を再エネ100%に切り替えた家庭に助成金を支給。

対象
・区内で居住する住宅の契約電力を 従来電力から再エネ100%電力に切り替えた住宅の居住者
・令和7年度に本助成金の交付を受け、再エネ100%電力を継続利用している区内住宅の居住者
助成金額 2万円

⑥再生可能エネルギー100%電力切替え認証事業

再エネ100%電力を利用している事業者を区が認証し、HPで公表します。

対象 再エネ100%電力を利用している区内事業者
助成内容 認証書と認証ステッカーを交付し、区HPで公表

いずれも

申込方法 事前に相談のうえ、①②は令和9年2月15日(月)まで、④は令和9年2月26日(金)まで、⑤⑥は令和9年3月31日(水)までに必要書類を郵送または直接問合せ先へ(③は直接問合せ先へ(通年受付))
※各助成の必要書類や申請要件などは、HPまたは各種助成制度のパンフレット(問合せ先で配布/HPからダウンロードも可)参照

問合せ 環境政策課エネルギー対策係(区役所5階)
☎03-5211-4256 102-8688 九段南1-2-1

